

---

# 自筆証書遺言のデジタル化に関する 要望事項

---



2022年3月1日

SAMURAI Security株式会社



# 1. 相続の現場で直面している課題

- 相続問題の大部分は、遺言書を残すことで解決することができる
- デジタル経済特有の相続問題も発生しているが、これらも遺言があれば対応可能
- しかし遺言書作成には様々なハードルがあり簡単に専門家へ相談できる状況でもない

## <現状の相続の課題及び遺言による効果と遺言作成のハードル>

### よくある相続の問題

#### 自宅の売却を余儀なくされた

- ・不動産が多くて現金が少額だと相続で揉めた場合に家の現金化が必要

#### デジタル資産を把握できない

- ・暗号通貨等は手がかりがないと、相続人が網羅的に把握するのは不可能

#### 介護の負担をしたのに不公平

- ・法定相続分は介護負担を考慮しないので、不公平な結果になってしまう

#### お一人さま・LGBTの相続

- ・お一人さまやLGBTは、残したい人に、遺言無しで残すことは法律上困難

### 遺言書による効果

## 遺言書

売却しないで済むように  
相続割合を指定できる

デジタル資産も含めて財  
産目録を作成できる

介護者への感謝を示した  
適切な配分を実現可能

遺言を書くことで初めて  
財産をしっかりと渡せる

### 遺言作成上のハードル

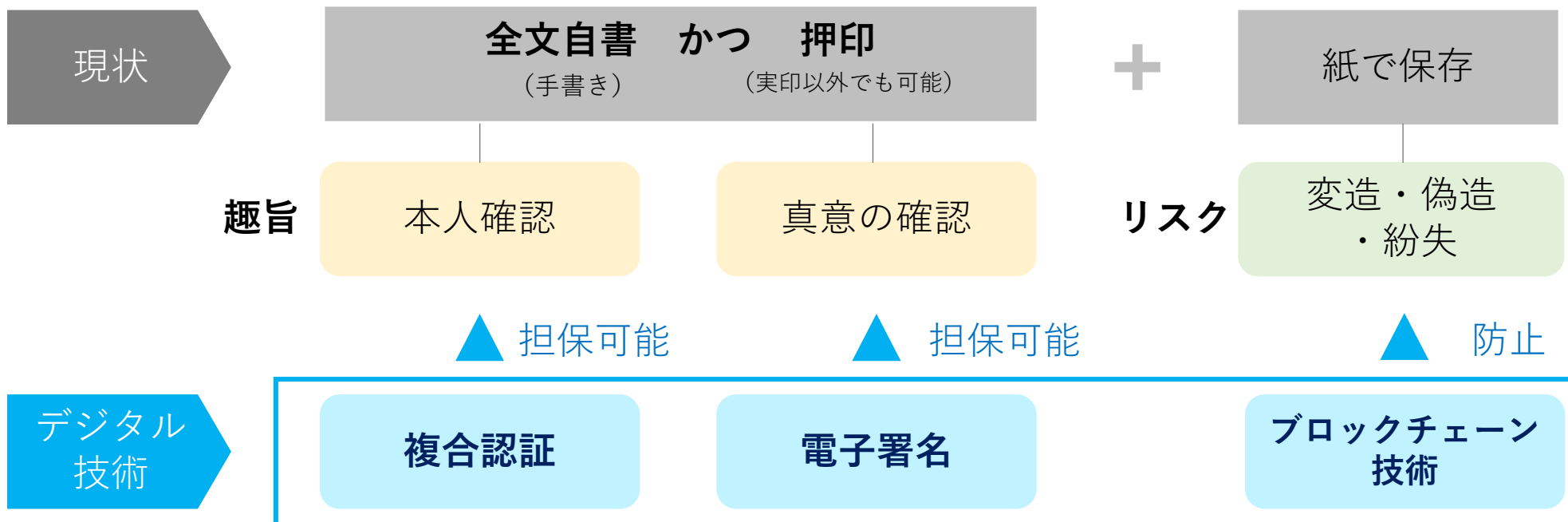
手書きでなければならず  
決まり事も多くて、気軽に自分で作る気持ちになれない

専門家の手を借りようにも、直接会わないといけなくて時世的に不安+  
都会/地方格差も影響

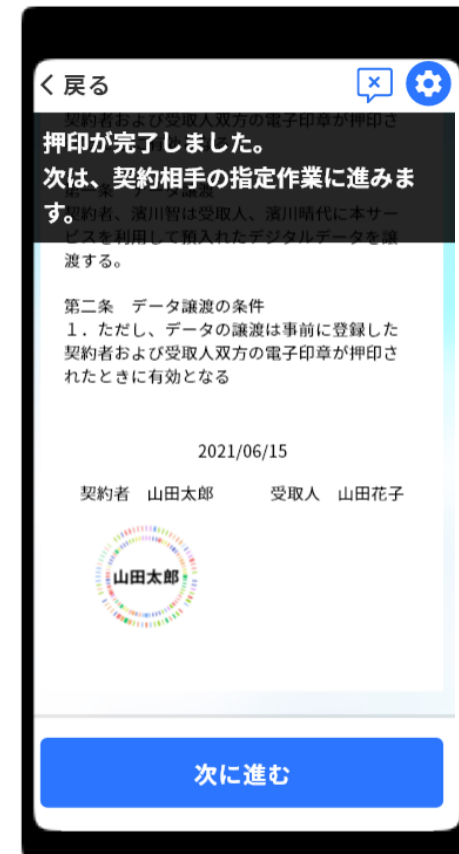
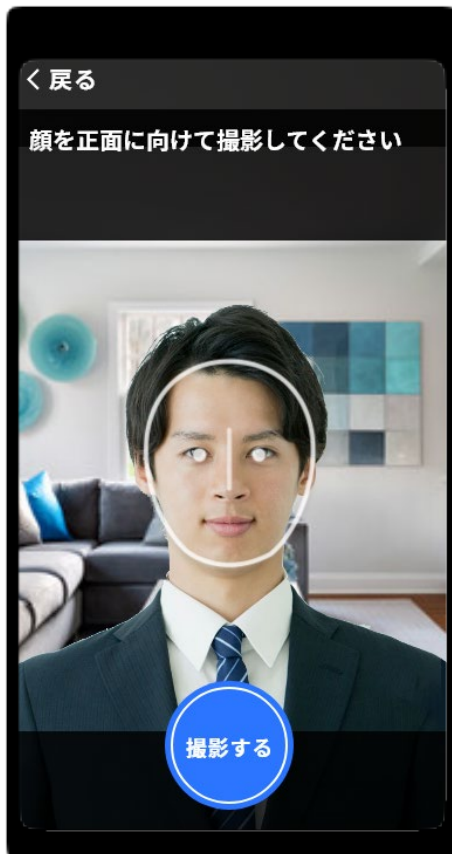


- 自筆証書遺言が自書・押印を求めるポイントは「本人確認」と「真意性」
- 複合認証、電子署名（法）を活用すれば、厳格に本人確認、真意性を担保可能
- 変造・偽造リスクはブロックチェーン技術によって排除することができる

<現状の遺言作成ルールとデジタル技術による対応>



現在のデジタル技術を活用すれば、より安全な遺言の作成さえ可能



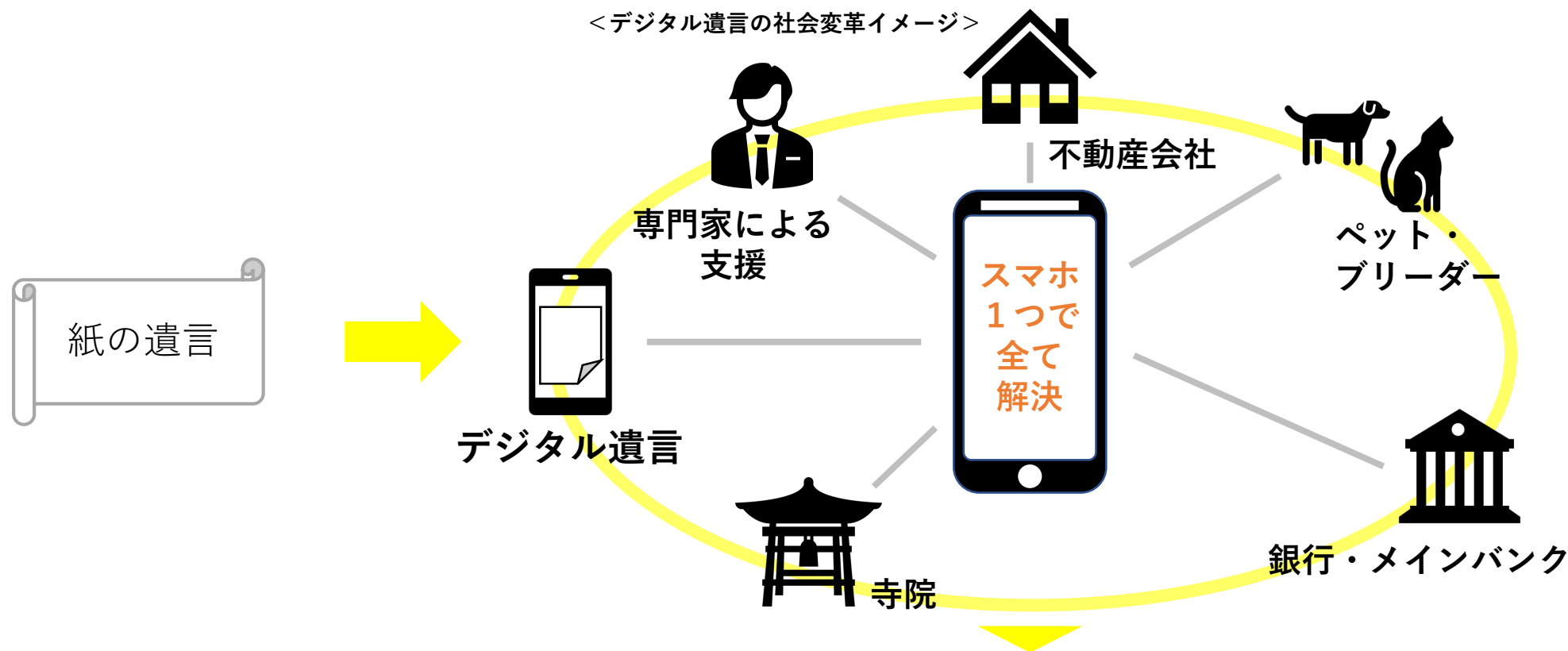
本人確認書類と生体情報等を  
組み合わせた本人認証部分

厳格な本人認証を通過した場合のみ  
利用可能な電子実印



- ▶ 自筆遺言のデジタル化の恩恵は、遺言だけにとどまらず「終活」全体に及ぶ
- ▶ オンラインによる専門家からの助言や相続関連産業とのリンケージも期待できる
- ▶ スマホの中で「終活」が完結するため、アフターコロナ社会とも親和性が高い

<デジタル遺言の社会変革イメージ>



様々なサービスと遺言が繋がる  
(「終活」の場面でもデジタル完結)



- ▶ デジタル技術の目覚ましい発展により、自筆遺言をデジタル化する機は熟した
- ▶ 現在の技術であれば、紙の遺言と同等以上のセキュリティが担保できる
- ▶ 自筆遺言のデジタル化が実現すれば、人生の隅々まで「デジタル完結」が達成できる

デジタル技術  
の発展

新型コロナ・  
アクセス困難

自筆証書遺言と  
同等以上の  
セキュリティ

スマホ1つで  
様々なサービスと  
繋がる

自筆遺言のデジタル化で「デジタル完結」を実現